

○風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する内規

平成28年6月10日
公安委員会内規第9号

(委嘱)

第1条 山口県公安委員会（以下この条において「公安委員会」という。）は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和59年山口県条例第22号）第14条に規定する地域ごとに、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条の4第1項に規定する者のうちから、同項に規定する風俗環境保全協議会の委員を委嘱するものとする。

2 公安委員会は、委員に対し、委嘱状（別記様式）を交付するものとする。

(任期)

第2条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

2 委員は、再任されることができる。